第三十条第五号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改める。

第三十七条の二を第三十七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助）

第三十七条の四　厚生労働大臣は、国家戦略特別区域において、革新的な医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。以下この条において同じ。）の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、当該医療機器に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認を受けるために国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院（医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院をいう。）において行われる医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験その他の試験の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施）

第三十七条の二　国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、国家戦略特別区域において、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

別表の四の四の項中「第十六条の四」を「第十六条の五」に改め、同項を同表の四の五の項とし、同表の四の三の項中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改め、同項を同表の四の四の項とし、同表の四の二の項中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改め、同項を同表の四の三の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

四の二	国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業	第十六条の二

別表の六の項を次のように改める。

六	法人農地取得事業	第十八条

別表の八の三の項の次に次のように加える。

八の四	国家戦略特別区域障害者雇用創出事業	第二十条の四
八の五	国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業	第二十条の五

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要であることを踏まえつつ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の提供に必要となる専門的な知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれらの専門的な知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　前項の検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならない。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の六中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
国土交通大臣　石井　啓一

宅地建物取引業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十六号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「した者」の下に「（宅地建物取引業者に該当する者を除く。）」を加える。

第三十四条の二第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該建物が既存の建物であるときは、依頼者に対する建物状況調査（建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として国土交通省令で定めるもの（第三十七条第一項第二号の二において「建物の構造耐力上主要な部分等」という。）の状況の調査であつて、経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として国土交通省令で定める者が実施するものをいう。第三十五条第一項第六号の二イにおいて同じ。）を実施する者のあつせんに関する事項

第三十四条の二第九項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「宅地建物取引業者は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該媒介契約の目的物である宅地又は建物の売買又は交換の申込みがあつたときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならない。

第三十五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

イ　建物状況調査（実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

ロ　設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況

第三十五条第一項第十一号中「以下」を「第六十四条の三第二項第一号において」に、「第六十四条の三第二項」を「同号」に改め、同条に次の二項を加える。

6　次の表の第一欄に掲げる者が宅地建物取引業者である場合においては、同表の第二欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とし、前二項の規定は、適用しない。

宅地建物取引業者の相手方等	第一項		少なくとも次に掲げる事項
		宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項	
		交付して説明をさせなければ	交付しなければ
	第二項		
第二項に規定する宅地又は建物の割賦販売の相手方		宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項	前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
		交付して説明をさせなければ	交付しなければ